

令和 8 年
第 2 回高浜市議会臨時会
議 案 書

同意第4号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年5月22日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

- 1 住 所 高浜市田戸町
- 2 氏 名 今 原 ゆかり （57歳）

提案理由

この案は、現任岡田公作氏の辞職に伴い、その後任者を選任するためであります。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年5月22日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

以下別紙

高浜市専決第4号

専決処分書

高浜市税条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市条例第 1 4 号

高浜市税条例の一部を改正する条例

高浜市税条例（昭和 2 9 年高浜町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 2 1 条中「、第 7 3 条の 7 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 7 3 条の 7 第 1 項の申告書、」を削る。

第 7 3 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 7 3 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 7 3 条の 2 第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 7 3 条の 2 第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 7 3 条の 4 から第 7 3 条の 9 までを削る。

第 7 4 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 7 5 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 7 6 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第76条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第78条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第79条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第80条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第81条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第82条第2項中「第73条第3項ただし書」を「第73条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第15条の3から第15条の7までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項までの規定」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の高浜市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の環境性能割及び種別割

については、なお従前の例による。